

令和6年9月11日

## 宇部市議会産業建設委員会会議録

宇 部 市 議 会



# 宇 部 市 議 会 産 業 建 設 委 員 会 会 議 録

1 日 時 令和6年9月11日（水）

午前9時56分から午後1時50分まで

2 場 所 第2委員会室

- 3 事 件
- (1) 議案第91号 宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件
  - (2) 報 告 東京ガスエンジニアリングソリューションズ（株）の  
ネットワークへの不正アクセスについて
  - (3) 報 告 宇部市公共下水道西部処理区運営事業（コンセッショ  
ン）について
  - (4) 議案第82号 宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営  
権に係る実施方針に関する条例制定の件
  - (5) 議案第83号 宇部市下水道条例中一部改正の件
  - (6) 議案第84号 宇部市下水道事業受益者負担に関する条例中一部改正の  
件
  - (7) 議案第90号 宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件
  - (8) 議案第81号 宇部市下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の  
件
  - (9) 報 告 宇部市成長産業推進協議会の取組について
  - (10) 報 告 宇部市産業振興計画推進委員会の開催状況について
  - (11) 報 告 宇部市農林水産業振興計画推進委員会の開催状況につ  
いて
  - (12) 議案第89号 工事請負変更契約締結の件（旧山口井筒屋宇部店解体  
工事）
  - (13) 報 告 宇部市中心市街地活性化基本計画（第2期）について
  - (14) 報 告 宇部市公共交通協議会の開催状況について
  - (15) 報 告 宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討について
  - (16) そ の 他

## 4 出席委員（9名）

|       |           |      |           |
|-------|-----------|------|-----------|
| 委 員 長 | 早 野 敦 君   | 副委員長 | 山 下 則 芳 君 |
| 委 員   | 荒 川 憲 幸 君 | 委 員  | 射 場 博 義 君 |
| 委 員   | 笠 井 泰 孝 君 | 委 員  | 木 原 大 介 君 |

委 員 新 村 秀 雄 君                      委 員 林            豊 廣 君  
委 員 三 好 保 雄 君

**5 欠席委員（0名）**

**6 その他の出席者（3名）**

議 長 山 下 節 子 君  
副 議 長 猶            克 実 君  
議 員 時 田 洋 輔 君

**7 説明のため出席した者**

- （1） 議案第91号 宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件  
水道局

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 局 長       | 秋 田 浩 二 君          |
| 副 局 長     | 中 村 浩 二 君          |
| 次 長       | 石 川 一 清 君          |
| 財 務 課 長   | 磯 部            覚 君 |
| 同 課 副 課 長 | 久 保            孝 君 |
| 同課財政係長    | 松 井 宏 修 君          |

- （2） 報            告 東京ガスエンジニアリングソリューションズ（株）のネット  
ワークへの不正アクセスについて

水道局

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 局 長       | 秋 田 浩 二 君          |
| 副 局 長     | 中 村 浩 二 君          |
| 次 長       | 石 川 一 清 君          |
| 上水道整備課長   | 久 保            勉 君 |
| 同 課 副 課 長 | 縄 田 栄 二 君          |

- （3） 報            告 宇部市公共下水道西部処理区運営事業（コンセッション）に  
ついて

土木建設部

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 部 長       | 村 上            守 君 |
| 次 長       | 福 田 宗 弘 君          |
| 次 長       | 國 司 哲 也 君          |
| 下水道経営課長   | 若 崎 真 和 君          |
| 同 課 副 課 長 | 岡 本 浩 之 君          |
| 同 課 副 課 長 | 幸 明 幸 雄 君          |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 同課財政係長    | 山 根 純 子 君 |
| 下水道施設課長   | 姫 田 剛 志 君 |
| 同 課 副 課 長 | 友 末 健 治 君 |

(4) 議案第82号 宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件

土木建設部

|           |           |
|-----------|-----------|
| 部 長       | 村 上 守 君   |
| 次 長       | 福 田 宗 弘 君 |
| 次 長       | 國 司 哲 也 君 |
| 下水道経営課長   | 若 崎 真 和 君 |
| 同 課 副 課 長 | 岡 本 浩 之 君 |
| 同 課 副 課 長 | 幸 明 幸 雄 君 |
| 同課財政係長    | 山 根 純 子 君 |
| 下水道施設課長   | 姫 田 剛 志 君 |
| 同 課 副 課 長 | 友 末 健 治 君 |

総務部

|        |           |
|--------|-----------|
| 次 長    | 馬 場 葉 子 君 |
| 収納課副課長 | 谷 崎 日出夫 君 |

(5) 議案第83号 宇部市下水道条例中一部改正の件

土木建設部

|           |           |
|-----------|-----------|
| 部 長       | 村 上 守 君   |
| 次 長       | 福 田 宗 弘 君 |
| 次 長       | 國 司 哲 也 君 |
| 下水道経営課長   | 若 崎 真 和 君 |
| 同 課 副 課 長 | 岡 本 浩 之 君 |
| 同 課 副 課 長 | 幸 明 幸 雄 君 |
| 同課財政係長    | 山 根 純 子 君 |

(6) 議案第84号 宇部市下水道事業受益者負担に関する条例中一部改正の件

土木建設部

|         |           |
|---------|-----------|
| 部 長     | 村 上 守 君   |
| 次 長     | 福 田 宗 弘 君 |
| 次 長     | 國 司 哲 也 君 |
| 下水道整備課長 | 藤 田 重 治 君 |

- 同 課 副 課 長                      田   丸           聡   君
- (7) 議案第90号 宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件  
土木建設部
- 部           長                      村   上           守   君  
次           長                      福   田   宗   弘   君  
次           長                      國   司   哲   也   君  
下水道経営課長                      若   崎   真   和   君  
同 課 副 課 長                      岡   本   浩   之   君  
同 課 副 課 長                      幸   明   幸   雄   君  
同課財政係長                      山   根   純   子   君
- (8) 議案第81号 宇部市下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件  
産業経済部
- 部           長                      林           孝   之   君  
次           長                      石   津   宜   孝   君  
農林整備課長                      元   井   繁   樹   君  
同 課 副 課 長                      大   道   浩   史   君
- (9) 報           告 宇部市成長産業推進協議会の取組について  
産業経済部
- 部           長                      林           孝   之   君  
次           長                      村   岡   和   弘   君  
成長産業創出課長                      中   村   勇一郎   君  
同 課 副 課 長                      川   本   満   隆   君
- (10) 報           告 宇部市産業振興計画推進委員会の開催状況について  
産業経済部
- 部           長                      林           孝   之   君  
次           長                      村   岡   和   弘   君  
商工振興課長                      野   村   康   雄   君  
同 課 副 課 長                      諏   訪   智   子   君
- (11) 報           告 宇部市農林水産業振興計画推進委員会の開催状況について  
産業経済部
- 部           長                      林           孝   之   君  
次           長                      村   岡   和   弘   君  
次           長                      石   津   宜   孝   君

|            |           |
|------------|-----------|
| 農業振興課長     | 岡 本 賢一郎 君 |
| 同 課 主 幹    | 富 田 宜 孝 君 |
| 水産振興課長     | 谷 信 幸 君   |
| 同 課 副 課 長  | 落 合 博 文 君 |
| 農林整備課長     | 元 井 繁 樹 君 |
| 同 課 副 課 長  | 大 道 浩 史 君 |
| 地域ブランド推進課長 | 杉 山 孝 博 君 |
| 同 課 副 課 長  | 河 野 久美子 君 |

(12) 議案第 8 9 号 工事請負変更契約締結の件（旧山口井筒屋宇部店解体工事）

(13) 報 告 宇部市中心市街地活性化基本計画（第 2 期）について

都市政策部

|              |           |
|--------------|-----------|
| 部 長          | 磯 中 克 文 君 |
| 次 長          | 福 田 庄 吾 君 |
| 次 長          | 渡 辺 一 正 君 |
| 中心市街地活性化推進課長 | 上 田 靖 之 君 |
| 同 課 副 課 長    | 安 部 達 也 君 |

(14) 報 告 宇部市公共交通協議会の開催状況について

(15) 報 告 宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討について

都市政策部

|           |           |
|-----------|-----------|
| 部 長       | 磯 中 克 文 君 |
| 次 長       | 福 田 庄 吾 君 |
| 次 長       | 渡 辺 一 正 君 |
| 交通政策課長    | 新 原 英 宜 君 |
| 同 課 副 課 長 | 和 田 裕 君   |

## 8 事務局職員出席者

|     |           |
|-----|-----------|
| 書 記 | 川 村 真由美 君 |
|-----|-----------|

## 9 傍聴者 宇部日報 1 名

——— 午前 9 時 5 6 分開会 ———

委員長（早野 敦 君） おはようございます。

ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に傍聴についてであります、現在、申込みはありません。

なお、本日の委員会に対して今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

---

**委員長（早野 敦 君）** それでは、まず、議案第 9 1 号宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第 9 1 号宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件について、御説明いたします。

この議案につきましては、令和 5 年度の剰余金処分について議会にお諮りするものでございます。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、財務課長から説明をさせます。

**執行部** それでは、議案第 9 1 号宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件について御説明いたします。

これは地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、利益の処分について議会にお諮りするものです。

処分の内容につきましては、令和 5 年度末残高 9 億 1, 7 4 4 万 5, 3 2 0 円のうち、4 億 5, 0 0 0 万円を処分するものです。

内訳といたしましては、議案集 4 9 ページの（2）にお示ししていますように、資本的支出の補填財源として使用したことから、4 億 5, 0 0 0 万円を資本金へ組み入れるものです。

これにより、処分後の未処分利益剰余金残高は 4 億 6, 7 4 4 万 5, 3 2 0 円となりますが、これは繰越利益剰余金として、令和 6 年度へ繰り越します。

以上で、宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件についての説明を終わります。

よろしく御審査いただきますよう、お願いいたします。

**委員長（早野 敦 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第91号宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（早野 敦 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（早野 敦 君）** 次に、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社のネットワークへの不正アクセスについて報告をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

**執行部** それでは、令和6年6月25日に東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社のネットワークへの不正アクセスが確認された件について御説明をいたします。

この件につきましては、宇部市水道局と委託契約をしております東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社の独自サーバーに不正アクセスがあり、宇部市水道局のお客様情報が流出した可能性があるということが判明したものでございます。

詳細につきましては、上水道整備課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社のネットワークへの不正アクセスの件について御説明いたします。

これは、現在導入している水道施設情報管理システム（マッピングシステム）の保守業務の委託先である東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社の独自サーバーにインターネットを経由して、不正アクセスがあったものです。

令和6年6月25日に不正アクセスが確認され、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社では、第三者専門機関による調査を開始したところ、サーバー内が閲覧可能な状態であったことが確認され、お客様に関する情報が流出した可能性があることが判明いたしました。

宇部市水道局のシステムバックアップについては、不正アクセスのあったサーバー以外の場所で、外部との接続のない環境に保存されているため、流出の可能性はなかったのですが、過去の作業データとして、不正アクセスのあったサーバー内に、宇部市水道局のお客様情報のうち、使用者番号、使用者名、住所が保存されていました。

なお、電話番号、口座番号は含まれておりません。

サーバー内に保存されたお客様情報は、2006年、2009年、2016年に作業用で作成

されたエクセルデータで、件数は7万6,179件となり、重複データを排除した後の実数は2万8,274件となります。

調査の結果、情報流出の痕跡は確認されず、不正利用された事実も確認されておりません。

今後の対応については、個人情報保護法に基づき、令和6年8月1日現在の、使用中であるお客様1万3,067件に対して、個別通知を実施いたします。

以上、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社のネットワークへの不正アクセスについて、説明を終わります。以上です。

**委員長（早野 敦 君）** 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。三好委員。

**委 員（三好 保雄 君）** はい。御報告ありがとうございました。

このような流出ということで、第三者専門機関に調べてもらったとは、どういう調査機関で調査されるのでしょうか。教えていただきたいと思います。

**執行部** 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社から第三者専門機関で調査を行っております。

そして、その調査機関ですけれども、専門の調査機関ということで、コンサルタントを用いて調査を行っております。

調査内容ですけれども、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社が保有するOA系のネットワークに接続されている全てのサーバー及び全てのPC約1,500台を対象に、現存するアクセスログの調査を実施しております。

特に、攻撃者の侵入履歴を認められたサーバーに対しては、情報流出に特化したツールによる調査を実施したということです。

以上です。

**委 員（三好 保雄 君）** 外部調査機関の名称は、伏せないといけないのですか。

**執行部** そうです。東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社に確認をしたのですが、その調査機関の名称は、情報公開されておりません。

以上です。

**委 員（三好 保雄 君）** はい。ありがとうございました。

**委員長（早野 敦 君）** 新村委員。

**委 員（新村 秀雄 君）** 今、ありましたけれども、その他の対策は何もされないのですか。

**執行部** 今回流出した件について、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社では既に、不正アクセスの防止対策として、よりセキュリティの高いVPNへの変更、パスワードの変更、エンドポイントセキュリティを導入しております。

また、個人情報の漏えい防止として、外部との接続がされていない安全な区域での取扱いを徹

底し、データ管理環境の改善に取り組んでおります。

以上です。

**委員長（早野 敦 君）** 三好委員。

**委 員（三好 保雄 君）** 私、素人なので、すみません。

水道局で情報管理をされているが、割と今、検針なども外部の方がされているということですが、今回のところは、普通の各家庭の検針のシステムではなくて、上水のほう、水道水をつくっていく所での情報が出てしまったということですか。

それで、個人情報ということで、今後、いろいろ流出していくということ、感覚としては今の時代ですから、どんどん情報が出ていってしまう可能性がある。

割と外部委託という形をとられているようですけれども、いろいろな所で、今後も、情報流出の可能性のあるということを、心配される方もいらっしゃるので、その辺をお答えいただくと有り難いかなと思います。

**執行部** 今回の件の東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社の情報が流出した可能性というのは、先ほど申し上げたとおり水道施設情報管理システムの中に入っているお客様の情報が、一時的に、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社のサーバーに保存されていたということでございます。

なので、営業データなどが直接そちらに保存されていて、情報が閲覧可能な状態になったということではありません。

以上です。

**執行部** 営業系データについては、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社とは別のところにありまして、水道局内のサーバーにあります。これは外部と接続がありませんので、そういった不正アクセスが行われて、外部に流出ということはありません。

**委 員（三好 保雄 君）** はい。ありがとうございました。

**委員長（早野 敦 君）** はい。ほかにありますか。射場委員。

**委 員（射場 博義 君）** ちょっと確認ですけれども。

このマッピングシステム、もともとはGISの取組だと思うのですが、今回は個人情報ですが、これもやはりインフラの攻撃ということになってしまうので、宇部市のインフラの状態に対して外部閲覧ができていたのかどうか。

要は、個人情報の件は今の説明で分かったのですが、もともとマッピングシステムというのはGISのシステムになっていると思うので、そちらの危険性はなかったのかどうかの確認です。

**執行部** 今回、閲覧可能な状態であったのは、お客様の情報でした。

今、言われている情報については、バックアップデータとして東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社に保存はされておりますけれども、外部との接続のない環境で保存されて

おりますので、そちらが流出する可能性はありません。

以上です。

**委員長（早野 敦 君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** ないようですので、以上で、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社のネットワークへの不正アクセスについての報告は終わりました。

水道局の皆さん、お疲れさまでした。

---

**委員長（早野 敦 君）** 次に、宇部市公共下水道西部処理区運営事業（コンセッション）について報告をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

**執行部** おはようございます。

土木建設部です。よろしくお願いします。

それでは、宇部市公共下水道西部処理区運営事業（コンセッション）について御説明いたします。

現在、西部処理区について、官民連携手法の一つであります、コンセッション方式の導入に向け事業を進めております。

そこで、このたびの9月議会に議案第82号として、公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件、議案83号に、公共施設等運営権設定に伴う使用料についての規定の件を上程しております。

本事業につきましては、これまで、令和3年12月と令和5年3月に本委員会において、議会報告を行っておりますが、新任の委員の皆様にはこれまで御説明しておりませんので、議案審査の前に改めまして、これまでの経緯と事業内容、今後のスケジュール等を御説明したいと思います。

それでは、担当課長からお手元の資料に沿って説明させますので、よろしくお願いします。

**執行部** それでは、宇部市公共下水道西部処理区運営事業（コンセッション）についての説明をいたします。資料を御覧ください。

資料2ページ目になります。

目次になりますが、1番のこれまでの経緯から9番の今後のスケジュールということで、この順番で説明をさせていただきます。

資料3ページ目になります。

これまでの経緯ということですが、経緯につきましてはお示ししておりますとおりで、要所要所で議会報告をさせていただき、今回の報告を迎えております。

資料4 ページ目になります。

下水道事業の概要についてですが、下水道区域は4 処理区あります。

コンセッションの導入を検討しているのは、西部処理区となっております。

資料5 ページ目になります。

下水道事業の課題としては、ヒト・モノ・カネの課題を抱えております。

ヒトについては、維持管理職員の減少ということで直営が困難、モノについては、施設の老朽化・耐震性能の不足ということから改築・更新需要の増加、カネについては、人口減少などによる下水道使用料の減少から経営の悪化が懸念されております。

これらの課題を解決するため、持続可能な下水道経営を確立することが急務となっております。

続いて、資料6 ページ、7 ページ、8 ページにつきましては、それぞれの課題について、状況等を示しておるものになります。

資料9 ページ目になります。

下水道施設の維持管理体制ですが、東部・西部処理区は直営で行っていましたが、維持管理職員の減少から東部処理区は直営を維持し、西部処理区は委託に移行しておりますが、最適な維持管理手法の検討が必要ということで、現在その検討に取りかかっているところでございます。

資料10 ページ目になります。

官民連携手法として考えられる種類についてですが、現在西部処理区で採用している手法は、資料中、一番上の包括的民間委託のレベル1. 5 という形になりますが、業務の内容としては、表の上のほうに書いてある保守点検・運転管理、薬品等の調達です。

一応、西部処理区では、薬品等の調達の一部を行っておりますので、レベル1. 5 という形になりますが、包括的民間委託では、ほかに施設の補修・修繕等も行えるようになっております。

補修・修繕は今、直営で行っております。

この包括的民間委託は、期間が5 年と短く、事業者の創意工夫が発現しにくいものとなっております。

次に、改築を含めた包括的民間委託ですが、包括的民間委託にプラスで改築が行える事業になりまして、これも期間が短く、創意工夫が発現しにくいものになります。

次に、DBO方式ですが、これは、玉川ポンプ場と同じ方式で、建設した物のみの維持管理はできますが、それ以外の施設については、別途維持管理契約が必要となります。

次は、PFIの従来型とコンセッション方式ですが、本市が導入を検討している手法は、コンセッション方式になります。

利用料金の徴収を行う公共施設等について、これは下水道が対象になってくるのですが、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式となります。

これにより、資金調達や利用料金の収受、それから計画策定、これは改築工事に関する計画策

定になるのですが、ここまでがコンセッション方式でできるようになります。

なお、政策決定、合意形成と公権力の行使については、公共側に残るということで、下水道管理の最終責任は市に残ると、事業に対する意思決定は市に残るということで、使用料の水準の決定や条例の管理も市がこれまでどおりやっていくような形になります。

このコンセッション方式は、期間が長期にわたるため、民間の創意工夫やノウハウ、新技術の導入につながりやすいということで、維持管理費の縮減や、改築更新費用の縮減が期待できるものとなります。

これらのことから、宇部市は課題解決の可能性があると考え、導入の検討を進めているところでございます。

資料 1 1 ページになります。

令和 3 年度まで進めていた、導入可能性調査の結果になります。

定量的にも、定性的にも、コンセッション方式に可能性があるという結果となり、導入に向けた手続を進めるということで、ここまでが令和 3 年 1 2 月議会で報告させていただいたものになります。

資料 1 2 ページになります。

ここからは、現在進めております詳細検討の内容になります。

スキームとしては、事業期間は 3 0 年間、事業手法としては、公共施設等運営事業ということでコンセッション方式、これは西部浄化センターのみになります。

その他の西部処理区のポンプ場等については、包括的民間委託を予定しております。

事業内容については、処理場の経営に関する業務や利用料金の水準の提案などとなっております。

資料 1 3 ページを御覧ください。

1 3 ページの対象施設の位置をお示ししております。

対象施設は全部で 1 0 施設となります。

公共施設等運営事業は西部浄化センター、その他 9 施設については、包括的民間委託で実施する予定としております。

資料 1 4 ページを御覧ください。

詳細な評価結果になります。

定量的な評価として、3 0 年間ですが、市の財政支出額の縮減効果として V F M 約 8 . 1 % という結果が出ております。

これは、現在価値換算後となります。

比較については収入と支出の差としておりまして、収入については下水道の使用料、汚水雨水処理に係る一般会計からの繰入金、建設財源、国費や企業債になります。

支出については、維持管理費や建設改良費、公債償還、公債利息となります。

これらの収入と支出の差、従来方式の場合は５０億７，０００万円、コンセッション方式の場合は４６億円ということで縮減額が４億６，９００万円、約９．２％となっております。

これは、現在価値換算前の数値になります。

この３０年間、円の価値が変わらなければ約９．２％出ることですが、ＶＦＭの比較の考え方として、現在価値換算後の数値で一応比較することとされておりまして、現在価値換算とは、例えば、現時点で１００円のものが１０年後、物価上昇等により価値が異なってくるということになります。

ＶＦＭを算定する場合、円の価値が１０年後３０年後、何円に相当するのかと勘案してこれらを積み上げまして、事業期間全体の費用を比較するとされておりまして、

換算率は、長期国債の利回りを用いる方法として、年０．７５１％を採用しています。

これを毎年の収支の差に掛け合わせ、３０年分を積み上げたものが換算後ということになりまして、約８．１％という結果となっております。

縮減の要素としては、維持管理費とスケールメリットによる経費の削減ということで、定性的な評価につきましては導入検討段階と同様、維持管理性の向上や地域の活性化、行政事務の軽減という効果がありました。

上記の結果により、ＰＦＩ法に基づき特定事業に選定し、公共施設等運営事業として実施したいと考えております。

資料１５ページになります。

こちらのページは、ＰＦＩ法に基づく手続としておりまして、以下のようにとなっております。

一番下のＰＦＩ法第１８条では、特定事業を行う場合は実施方針を公表し、条例に定めるものとされておりまして、今回の議会の議案第８２号で審査をしていただくものになります。

資料１６ページを御覧ください。

募集要項等の公表についてです。

公表するものは１番から６番までで、令和６年１０月に公表を予定しております。

資料１７ページを御覧ください。

ポイントとして参加資格要件ですが、特別目的会社ＳＰＣを宇部市内に設立します。

また、処理場・ポンプ場の維持管理業務の受託実績として、同一施設で連続３年以上の実績がある業者であることとしております。

提案の上限額等についてですが、運営費用（利用料金）になりますが、これが提案上限割合を４５．６％としておりまして、これは率で提案してもらうものになります。

現在、市が行っている現状の率がこの率となっております。

利用料金については後ほど料金の流れで説明しますが、今までは西部処理区の下水道使用者は、

下水道使用料のみを納めておりましたが、今後は、市に納める下水道使用料と事業者に納める利用料金に分けて徴収することになります。

合計金額は、今までと同じものになります。

この割合を事業者に提案してもらうこととなります。

なお、利用料金割合は条例に定める必要があります。

条例に定める上限割合は55%としております。

この55%は下水道事業会計の収支のバランスが崩れ、赤字になるラインで設定をしております。

額にすると、30年間で約107億9,000万円ということで、考え方としては参考で書いてありますが、令和5年度決算の例でいうと宇部市の下水道の使用料全体が21億5,000円で、そのうち西部処理区の使用料は8億8,000万円ということで、これに45.6%を掛けた額、年額4億200万円が運営費用として事業者に払われるというものになります。

それから包括委託になりますが、処理場の合流雨水分とポンプ場等の維持管理費について30年間で約24億5,000万円ということにしております。

それから改築工事費、これは西部浄化センター内の施設の改築工事費になりますが、30年間で約93億3,000万円ということで、これら2つについては令和7年度当初予算の債務負担行為で計上する予定としております。

続きまして、資料18ページを御覧ください。

ここは、事業者に示すポイントとなります。

募集要項に事業者にKPIの設定をしてもらい、公表を求めます。

財務状況やカーボンニュートラルの観点から、エネルギー利用状況の公表を求めます。

これらの公表により、市民も事業者の経営状況などを確認することができます。

次に、下水道使用料の改定についてですが、事業者は料金改定について市に提案できるものとし、事業者から提案があった場合は、市と事業者で協議を行うこととなっております。

協議後、使用料の改定が必要となった場合でも、下水道の使用料の改定は議会の議決が必要であり、事業者が自由に上げられるものではないということになります。

それから、事業継続が困難となった場合の措置ですが、現在の委託方式に戻すこととなりますが、事業者の事由による場合は、契約解除違約金を徴収することとしております。

このようなことがないようモニタリングということで、事業者によるセルフモニタリング、市のモニタリング、第三者委員会によるモニタリングを予定しております。

19ページを御覧ください。

優先交渉権者の選定基準になります。

採点基準としては200満点としておりまして、最低基準点を120点として設けております。

一定水準の提案が得られないと、選定しないこととしております。

価格点と技術点の割合は、20対80としております。

重要な審査項目については、要求水準書に示す基本運営方針に示しております。

主なものとすれば、持続可能な下水道事業の運営と発生汚泥の有効利用、東部処理区、西部処理区の共創による運転管理、地元企業と連携し地域資源の活用、人材雇用、地域貢献、これらに関する項目の提案を求めまして、重点的に配点することとしております。

20ページを御覧ください。

料金の流れについてです。

汚水については、西部処理区の使用者については、今まで使用料として納めてもらっていましたが、今後は、使用料と利用料金に分けて徴収することになります。

合計は、今までの使用料と変わりません。

徴収は、市が行っていくことにしております。

徴収した使用料については市が収受し、利用料金については事業者が収受いたします。

この利用料金の割合を、上限45.6%としております。

雨水については使用料とは別物で、税による公費負担で行ってまいります。

年度末に実費精算をするということで、事業者に支払います。

使用料と利用料金に関する条例については、今回の議会の議案第82号と第83号で審議していただくことになります。

次、21ページになります。

今後のスケジュールということですが、上段と下段の2段に分かれておりますが、上段は現在行っている令和6年9月の議会報告と、後で審議していただく宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件の議案を上程するというので、この議会終了後に実施方針の策定を公表することと、特定事業の選定を行う予定にしております。

下段ですが、一番左側の令和6年10月に募集要項等を公表し、ここで公募を開始いたします。

令和7年1月に、参加資格書類の提出期限を設けております。

令和7年3月に令和7年度当初予算へ債務負担行為を計上いたしまして、令和7年5月に提案書類の提出の期限を設けております。

この提案に基づいて審査を行い、令和7年7月に優先交渉権者が決定し、令和7年9月に選定された事業者に運営権を設定する議決としております。

議案上程し、それが通れば令和8年4月より事業開始ということになります。

説明は、以上になります。

**委員長（早野 敦 君）** 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。荒川委員。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 今、説明された資料の3ページ、これまでの経緯の中で、令和3年12月議会報告と記載されている所、検討結果を報告し、導入に向けた詳細検討を進める了解を得たとあるが、誰に了解を得たのですか。

**執行部** 令和3年12月に導入の可能性調査ということで、定性的にも定量的にも、コンセンション方式にメリットがあるという結果が出てまいりましたので、これを一応報告させていただいて次に進めていったということになっております。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 誰に了解を得たのですか。

**執行部** この委員会で報告させていただいて。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 誰に了解を得たのかを聞いている。報告をしたというのは分かりました。

了解を得たというのは、誰に了解を得たのですか

**執行部** 一応報告をさせていただいたことで、了解をいただいたというような。

**委 員（荒川 憲幸 君）** ちょっと待って、そんなばかな話はないではないですか。

了解というのは、ここで審議して、いいですねということで賛成多数で決定すれば、その了解を得たことになるが、報告しただけで了解を得たということにはならないでしょう。

おかしくないですか。

**執行部** 今、荒川委員が言われたとおり、この、了解を得たという表現はどうかという話はあるのですが、その当時、説明をしまして、皆さんから特に反対の意見はなかったと。いろいろな報告をして、事業を進めることでよろしいかというような形であり、そういう意味の了解です。

採決をとったわけではないので、ここで説明をして特に反対意見がなかったのも、効果のとおりに進めるということで、ちょっとこの表現は悪いですが、そういう意味合いで了解を得たという表現をさせていただきました。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 反対の意見が出なかったから、それでオーケーだということにはならないでしょう。

説明するだけですから、説明に対しての質疑はします。

もう少し詳しく聞かせてくれとか、これはどうなっているのかと。

そういう意味合いでの報告ですよ。

委員に対しても、委員長からは、今の説明に対しての質疑はありませんかという問いかけがありますが、説明に対して賛成か反対かはありません。

それで了解を得たと判断されるのは、非常に議会軽視です。消してください。

**執行部** はい。誠に申し訳ありませんでした。

この資料の表現に関しましては、訂正をさせていただきます。

意味合いとしては、そこで説明をして、委員の皆さんの了解を得たのではなくて、説明をした

上で、市として判断して次の段階に進んだということでございますので、決してこの委員会で説明をして、了解を得たという思いは持っておりません。

ただ、この表現につきましては、修正させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 以前から時々、こういうことがあるのです。

委員会の中で説明をして了解を得ましたと、以前もあったのです。

そういう認識を持ってもらうと困るのです。

了解を得るならきちんと了解を得るための、議論をしないといけないのですから。

今後、その辺の認識をはっきりさせてください。

**執行部** はい。そういう認識は今も持っておりませんが、しっかり、このあたりは認識した上で、今後も報告したいと思います。申し訳ありませんでした。

修正させていただきます。

**委 員（荒川 憲幸 君）** あと、資料5ページですけれども、ヒトのところでは職員の減少とあるが原因は何ですか。

**執行部** 市の方針として、外部に委託できるものは外部委託をしていこうということで、今の現業職員の業務が外部委託でできると認識して現業職員を新規に雇っていないような状況があることから、減少しているということになっております。

**委 員（荒川 憲幸 君）** それは、採用しなかったがために減ったのですよね。

自然減少ではないのです。

少なくなって維持できないことを理由に、民間委託する、P F Iを導入するということは、少し理屈がおかしくないですか。

その次の平準化にしても、公共が行ってもできないわけではないのです。

この2つは、P F I導入の理由にはならないのです。そういませんか。

自然にそういうふうになったのではなく、意図的にされたわけではないですか。

**執行部** 今の職員の減少というのは、現業職と非現業職がある中で、現業職員については先ほど課長が申しましたように、民間へ委託するという市の方針の下に採用しなかったという背景がございます。

そして、P F Iを採用することが目的ではなくて、民間に委託する中の手法の一つにP F Iを採用したということで、P F Iを採用するために民間委託という手順ではございません。

以上です。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 手順がどうこうではなく、理由にならない。

項目的に見たら、人が減って大変です、維持できないのです、だからP F Iですという感じがす。

それは理由になっていないのではないですか。

いや、もういいです、指摘だけさせてもらいます。

委員長（早野 敦 君） はい。ほかに。新村委員。

委 員（新村 秀雄 君） 資料１７ページです。

募集要項の参加資格要件に、同一施設で連続３年以上の業者さんということですが、３年の実績がある業者は何者ぐらいあるのですか。

少ないか多いかだけでも結構です。

執行部 この、同一施設連続３年以上の実績がある業者は、市内にはございません。

前段で申しましたように、市内は今まで全て直営で維持管理しておりましたので、現在委託している西部の委託も市外業者になっております。

市外になりますと、３年以上の実績というのは結構な数の会社が存在するということになります。

以上です。

委員長（早野 敦 君） はい。林委員。

委 員（林 豊廣 君） 同一施設というのは、市内にあるということではないのですか、そういう企業ということですか。

執行部 はい、言われたように、どこかのある施設をという意味です。

市内ではないです。

以上です。

委員長（早野 敦 君） ほかに。三好委員。

委 員（三好 保雄 君） 資料１８ページで、第三者委員会によるモニタリングとあるが、第三者委員会を具体的に教えていただきたいと思います。

執行部 今、現在考えておりますのが、有識者等を交えた委員会を設置すると考えていて、具体的なメンバーについてはまだ考えておりません。今から検討していくことになります。

委員長（早野 敦 君） 林委員。

委 員（林 豊廣 君） 資料１９ページのところに、人材の雇用とか地域貢献とありますけれども、これは市外から企業が入ってきて、宇部市の人を何人か雇っていくという形でいいのですか。

執行部 宇部市の住民の雇用を進めていきたいということで、事業者をお願いをしていきたいと思っております。

委 員（林 豊廣 君） その割合とか、例えば、従業員が１０人であつたら３割入れなさいよというような、具体的には考えていないのか。

執行部 具体的な数字までは今のところまだ考えておりませんが、それについては、事業を開始した後に、適宜定期モニタリングをして、従業員のどれだけが市内の住民になっているとか、

市内の資材についても、どのくらいの頻度で使われているかチェックしていきたいと考えております。

**執行部** 今の追加ですけれども、その何割というのは、このたび提案の中で、例えば資材を何%使いますとか、雇用を何%ということを各事業者から出していただいて、その評価の中で選んでいきたいと。そして、実施段階は、その提案どおりに履行されているかは、モニタリングの中で確認していくと考えております。

以上です。

**委員（林 豊廣 君）** どうぞよろしくお願いします。

**委員長（早野 敦 君）** はい。笠井委員。

**委員（笠井 泰孝 君）** 資料10ページで、今回コンセッション方式を使って、ほとんど民間にお任せするということを今言われたと思うのですけれども、それによって、例えば、市民が払っている料金が、今後、民間を使うことによって減少するということは考えられるのですか。

**執行部** すみません。減少というのは、利用料金が低下するという意味ですか。

現状でいいますと、やはり人口減少等により使用料収入は減っておりますので、今後の経営を見たときには、いつかの時点では利用料金は値上げが必要になってくると思います。

これは西部処理区だけではなくて、東部処理区、楠の市全域として、利用料金の値上げということは検討するときに来るかなと思います。

その中で、利用料金の値上げを少しでも延命化するために、民間委託の中でも裁量を与えたこのコンセッション方式を実施して、少しでも維持管理費の低減に取り組んでいきたいと考えておりますので、利用料金が下がることはないのですが、利用料金の値上げの延命化という趣旨の下、このコンセッション方式を導入しようとしております。

以上です。

**委員長（早野 敦 君）** ほかに。射場委員。

**委員（射場 博義 君）** 今回、民間でということですから、この運営の過程の中で、改修とか修繕とかあったときに、その規模の内容を民間だけが判断するのか、行政サイドもチェックしてやるのか、それとあと財源です。

そのときに、軽微なものは民間でしようけれども、大きくなったときはどちらが負担するか、その辺をお願いします。

**執行部** 今、言われた改築事業費というのは、先ほど事業費の中にも含まれるというお話をさせていただきましたが、大規模な改築等については従来どおりの国庫補助金を財源として、2分の1もしくは55%の補助金で、残りは従来どおり市が負担していくとしております。

実施の段階につきましては、あくまでも事業者には改築や更新が必要な機器等の優先順位、施工手順については、民間に求めますが、やる段階での実施の機器について、それが適切かどうかは

事業者から市に協議があり、市が認めたものを実施するという形なので、一方的に勝手にできるという形ではございません。

以上です。

**委員長（早野 敦 君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** ないようですので、以上で、宇部市公共下水道西部処理区運営事業（コンセッション）についての報告は終わりました。

---

**委員長（早野 敦 君）** 次に、議案第 8 2 号宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件を議題といたします。

執行部からの説明を求めます。

**執行部** 議案集 2 3 ページになります。

それでは、議案第 8 2 号宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

これは、先ほど報告事項で御説明いたしましたが、本市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆる、P F I 法に基づく公共施設等運営権制度を導入することに伴い、公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の新設を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしく願いいたします。

**執行部** それでは議案第 8 2 号宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件について御説明いたします。

議案集 2 3 ページを御覧ください。

この条例の目的は、第 1 条にお示ししていますように、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 1 8 条の規定に基づき、宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関し、必要な事項を定めるものです。

主な内容としましては、まず、第 2 条に規定する公共施設等運営権の設定についてですが、選定事業者、対象施設である西部浄化センターの運営等に係る公共施設等運営権を設定することとしております。

次に、第 3 条に規定する選定事業者の選定の手続についてですが、公募により民間事業者を募集し、その民間事業者から、対象施設の運営等に関する提案書等の提出があったときは、条例で定める基準に照らし、審査を行い、選定事業者を選定することとしております。

次に、第 4 条に規定する運営等の基準についてですが、選定事業者は、民間事業者の有する技

術、経営資源及び、その創意工夫等を十分に発揮し、対象施設の運営等を低廉かつ安定して行わなければならないこととしています。

次に、第5条に規定する業務の範囲についてですが、選定事業者は、対象施設の経営、維持管理及び、改築に関する業務などを行うこととしております。

次に、第6条に規定する利用料金の納付等についてですが、西部処理区の利用者は、使用水量に基づき算出した使用料の額に、市規則で定める割合を乗じて出た額を利用料金として、選定事業者に納付することとしております。

また、西部処理区の利用者は、使用水量に基づき算定した使用料から、利用料金を差し引いた額を下水道使用料として市に納付することとなります。

なお、使用した水量が同じであれば、西部処理区とその他の処理区の方が負担する額は変わりません。

以降の条項では、秘密保持をはじめとした選定事業者の義務などを定めており、施行期日は、事業開始となる令和8年4月1日とし、準備行為等に関するものは、公布の日としております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

**委員長（早野 敦 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。はい。新村委員。

**委 員（新村 秀雄 君）** 例えば、西部処理区と東部処理区の下水道の料金は変わるということですか。

個人の負担とか。

**執行部** 今後も、東部処理区と西部処理区の利用料金に変わりはありません。

**委 員（新村 秀雄 君）** はい。ありがとうございました。分かりました。

**委員長（早野 敦 君）** ほかに。荒川委員。

**委 員（荒川 憲幸 君）** いろいろあるのですが、そもそも公共施設の運営を、PFIを導入することによって、市民の負担が増えたりとか、もともと計画していたものが実施されなかったりという事例が、全国的には結構あるのです。

そういう問題に対して、対応策は考えておられますか。

**執行部** そういった問題が発生しないように、実施方針や要求水準に、市が必要とする要求を委託業者へ提示して、その内容が適正に実行されているかということを、きちんとモニタリングをしていくということで、その辺の担保がとれるのではないかと考えております。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 本来、市がやるべきものを、市ではできない、市の技術ではできない、民間の技術やノウハウを利用しないといけないことから、この導入というものに話が進ん

でいるわけです。

市ができないことを民間にお願いして、市は公の立場で本当にチェックできるのですか。

民間の技術のほうが高いという判断をされているのですよね。

その高い技術だとかノウハウだとかをもって、実際にその業務をされています。

そのチェックを、低いレベルの行政側がチェックできるのですか。

**執行部** 事業者からは、新たな技術の導入などの提案をしていただけたと思いますが、それに対して、当然市も一緒に勉強していきますので、技術については、当然ついていくといったことで対応できるものと考えております。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 随分前の話ですけれども、焼却炉も、新しい技術の高温熔融炉を導入するときに、全く新しい技術なので、市で対応できますかと聞いたら、何年かしたら市で全部運転管理できるようにしますと言い切ったのです。

ところが、いまだにその荏原製作所のOBの力を借りながら運転管理をしているのです。

実際にメンテナンスも、荏原製作所の助言どおりにやらざるを得ないと。

メーカーからすれば、言ったとおりに運転管理してくれなかったら補償しませんという話になるわけです。

それで食べ物にされていったことが、民間委託、PFIもそうですけれども、そういう実態がたくさんあるのです。

本当に回避できると思っておられますか。

**執行部** PFI、いろいろ多種多様な事業がございますが、まず下水道に関してですが、宇部市は今まで直営でやっておりますが、全国的に直営の所はほぼなく、実際は民間委託で運営している現状がございます。

その中で今、宇部市の場合は直営でやっておりますので、先ほどの説明でもありましたように西部処理区は民間委託、既にかじを切っておりますが、東部処理区については直営を残し、この直営の職員の中でモニタリング機能、いわゆる市がやるべきコア業務、要は、管理業務を技術継承していくことにより、監視もできると考えております。

以上です。

**委 員（荒川 憲幸 君）** いや、宇部市ではできない新しい技術の導入や、民間企業のノウハウを活用した運営をしてもらうというわけですよね。

だから全然違うのです、今までのやり方と。東部処理区とも違うわけです。

そういう民間のノウハウを本当にチェックできるのですか。

民間に、これはもう交換したほうがいいですよと言われたときに、それにきちんと反論できますか。

**執行部** やはり民間のほうがノウハウをもっている部分もあるので、一概に全て100%と言

い切ることはいかなるかもしれませんが、やはり今まで運営してきた職員の技術、下水をきれいな水に処理して放流するということが基本原則でございますので、そういった知識は蓄えておるので、きちんとモニタリングできると考えております。

**委 員（荒川 憲幸 君）** それなら、市の職員はもう少し勉強してもらって、より高い技術を身につけてもらって、直営でやったほうがいいのではないですか。

そこまでの技術があるのなら。

**執行部** 運転の操作という形であれば、今の職員数には限界がございますので、現業職員が減少している中では民間に委託し、先ほど言いましたコア部分に、あくまでも行政としては特化していきたいと考えております。

**委 員（荒川 憲幸 君）** だから、職員が減ったのは自然減少ではなくて、減らしてきたからです。

雇用すれば済むことです。

やはり民間だと収益を出さないといけないのです。

そこを、P F I 法の中でも、収益をきちんと保障するとなっているのです。

でも、もうけを出さないといけない。行政としてもそれを保障しないといけない。

当然、収益が上がれば、それを、実際に株価に反映したり還元するものがあるわけです。

そのために収益を上げるわけです。

従来どおりのことをしていたら、なかなかその収益が上がらないから、結果的に従業員の非正規化がどんどん進んでくるということも、P F I で指摘されているのです。

そういうことを、実際に生んでしまうのではないですか。

雇用が活性化と言われましたけれども、逆に非正規が蔓延するということも考えられるわけです。

そういうことも含めてやはり考慮しないと、国が言ってきたから実施して、本当に宇部市の活性化になるのか、すごく疑問です。

全部よその大手企業の収益で、市の財産を全て持って行かれる。そんなことを許していいのですか。

私は大きな問題だと思います。答弁はいいです。

**執行部** 宇部市の活性化のためのP F I 法の導入という視点だけではございません。

先ほどから、市の職員、市の技術と民間の技術はどうなのか。

当然、民間のほうが上ですから、当然、経験値も違うし全国規模でやられております。

そのノウハウを市に入れることによって、今までよりも効率よく、運営できるのではないかと。

それと、もう1つ懸念されているのが、荏原製作所などいろいろなメーカーの話が出たのですけれども、何かのポンプを設置するとか、何かの施設を変えろとか、これにつきましては、今ま

では市が設計して積算して発注をしていたと。

そうすると、やはり公共事業であることでもあるし、高額になると。

今回も、来年度予算の債務負担行為を組むのですけれども、それを全て含めたPFI法です。

でも、その上限を決めております。

運営権者がこれをやりたいからと、どんどん実施しても、その上限額の中で工夫してくださいよというものを求めるのであって、そのチェックはもちろん市もしますけれども、委託業者の言いなりになって、どんどん上限額を上げてくるものを市がやむを得ないですねと認めるものではなくて、最初上限額を設定したもので契約をしていますので、そのあたりは保障されていますし、チェック機能は市でやると。

先ほどありましたけれども、そういう第三者委員会を設けます。

その中の専門技術者も、アドバイザーと言ったらおかしいのでしょうかけれども、そのあたりを見ながらモニタリングをしていくというふうに考えておりますので、そういう考えで今回の導入というふうにも考えております。

以上でございます。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 言われることと実際は、随分食い違うことは多々あります。

指摘しておきます。

**委員長（早野 敦 君）** ほかに。射場委員。

**委 員（射場 博義 君）** 第10条の秘密保持義務のところでは。

この2行目のところに、「業務の実施に伴い保有する個人情報適切に保護されるよう配慮し、」とのことですが、ここは、「配慮し」というレベルでいいのかどうか。

「個人情報を適切に保護し」ぐらいに記載する時代ではないのかなと思います。

「配慮し」とは気をつけてくださいということですがけれども、そういう個人情報を扱うときに、このレベルでいいのかどうか。

これはちょっと確認なので、いいとか悪いではなくて。

**執行部** 確認させていただいて、修正が必要ならば修正という対応をさせていただきたいと思えます。

**委 員（射場 博義 君）** これは確認なので、すみません。あくまでも確認なので。

そのあとのくだりがありますよね。

「不当な目的に利用してはならない」というところがあるのでありますが、これは人に対してうたわれている話なので、そのくだりで、今のことが完全にカバーできるということであれば、この表現でもいけないことはないのですが、そこはちょっと確認させていただきます。

**執行部** 誠に申し訳ありません。

総務課法令係と確認しまして、後ほど報告します。

委員長（早野 敦 君） 荒川委員。

委 員（荒川 憲幸 君） いや、修正が必要かどうか分からないようなものを議案として出してくること自体がナンセンスですよ。1回取り下げるか。

執行部 この説明をこの場で私どもはできないというか、当然、この「配慮し」という言葉については間違いないと思うのですけれども、再度確認をさせていただきたいということで、よろしいでしょうか。

委 員（荒川 憲幸 君） 議案ですから、変わるかもしれないようなものを議案として出されたら困ります。審議できません。

委員長（早野 敦 君） 木原委員。

委 員（木原 大介 君） これは、総務課法令係を通っているのですよね。

なので、これはもう間違いないと判断しているとしていいと僕は思うのです。

ほかの委員が言われるように、大丈夫なのかなと思うけれども、市としてはもうきちんと判断していると受け取っていいと僕は思うのですが、それで間違いないですね。

執行部 はい、この文言で間違いないのですけれども、この場ではっきりした説明ができないので、今から総務課法令係を連れて来るか、少し休憩させてもらうか、今、説明をできないということで申し訳ないです。

委員長（早野 敦 君） 暫時休憩しましょう。至急お願いします。

————— 午前 11 時 4 分休憩 —————

————— 午前 11 時 10 分休憩 —————

委員長（早野 敦 君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。執行部。

執行部 今、確認してきました。

ここの条文に関しては、宇部市の公共施設に係る指定管理の指定手続等に関する条例を参考に、秘密の保持義務を設けております。

ここに関して、「業務の実施に伴い、保有する個人情報適切に保護されるよう配慮し、」というところは、ここの「及び」以降の、「業務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない」というところで担保されていると考えております。

なので、「配慮し」という言葉でいいと考えております。

以上です。

委員長（早野 敦 君） いいですか。

委 員（射場 博義 君） いいです。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。荒川委員。

委 員（荒川 憲幸 君） そもそも P F I というものは、公共施設を民間企業に整備委託運営させ、収益を上げようというものです。

しかし、非営利で住民の福祉の増進を目的とする公共施設と、企業の営利追求とは、そもそも相入れないものだと考えています。

民間企業が収益を上げるために住民負担を引上げ、施設で働く職員を非正規雇用に置き換えるなど、施設の公共性を犠牲にせざるを得ないのが P F I の本質です。

民間企業の利益追求のために、住民の福祉の増進という公共施設の本来の目的を犠牲にする、P F I の導入はすべきでないと考えております。

そのことを申し上げて、討論を終わります。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。三好委員。

委 員（三好 保雄 君） 今、民間企業ということで、荏原製作所の話が出ておりましたけれども、やはり資本の割合を調べたら外国の資本の方が大分入っているとありましたので、やはり地元でやっていく。日本の中でやっていくのならいいのですが、外国にどんどんお金が流れていくということも、やはり市民として懸念するところですので、意見を述べさせていただきました。

委員長（早野 敦 君） 討論です。賛成の討論か、反対の討論か。

委 員（三好 保雄 君） そうですね、ちょっと懸念することがある。

反対とは言いませんけれども、どちらかというと反対。

委員長（早野 敦 君） どちらかにしてください。

委 員（三好 保雄 君） どちらかというと反対です。

委員長（早野 敦 君） はい。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 8 2 号宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**委員長（早野 敦 君）** 次に、議案第 8 3 号宇部市下水道条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部からの説明を求めます。

**執行部** 議案集 2 9 ページになります。

それでは、議案第 8 3 号宇部市下水道条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

このたびの改正は、3 点ございます。

まず 1 点目は、国のアナログ規制の見直しに伴い、条文を整備するものです。

第 2 点目は、先ほど議案第 8 2 号で御説明したとおり、宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権を設定した場合の使用料についての規定を新設するものです。

第 3 点目は、下水道使用料に関わる延滞金の取扱いについての規定を、徴収事務を委託している水道局に合わせ、新設するものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、議案第 8 3 号宇部市下水道条例中一部改正の件について御説明いたします。

議案集 2 9 ページを御覧ください。

まず、排水設備指定工事店の指定等の関係条文を整備するものです。

第 6 条第 3 項第 2 号になります。

国において進められている、アナログ規制の見直しにより、指定工事店の営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させることを義務づけていた規制が、営業所ごとに専属する者から、選任するものに見直されたことに伴い、整備を行うものです。

具体的に説明しますと、県区域内の 1 営業所に責任技術者が専属されていれば、他の営業所は、その技術者を選任すれば、指定工事店として指定を受けることができることになります。

施行の日は、公布の日としております。

次に、公共施設等運営権を設定した場合の使用料に係る規定を新設するものです。

第 2 0 条の 2 になります。

先ほど説明した公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定により、西部処理区の利用者は、利用料金を運営権者に納付ことになりますので、宇部市下水道条例に規定している下水道使用料の額から、その利用料金を減じた額を、下水道使用料として徴収するという条文を新設するものです。

したがって、使用者が納付する下水道使用料と利用料金を合わせた額は、宇部市下水道条例に規定している下水道使用料と同額となるので、公共施設等運営権制度の導入後も、処理区が異なることによって市民の負担に差が生じることはありません。

次に、下水道使用料に係る延滞金の取扱いに関する規定を新設するものです。

第 3 2 条の 2 になりますが、説明に入る前に、宇部市の延滞金徴収状況について、収納課から

説明いたします。

**執行部** 総務部収納課の谷崎と申します。

延滞金に係るこれまでの経緯を、御説明させていただきます。

令和5年3月31日の山口県税務課併任徴収職員による市長報告の中で、延滞金発生は、滞納者に不利益となることを認識させるとともに、納期内納税者との公平性確保の観点から、法令にのっとり、適切に延滞金を徴収するよう、御指摘がありました。

これを受け、令和5年4月1日から、法令の規定に基づき適正に延滞金を徴収することとしました。

また、延滞金等に関する取扱いは、市税だけではないことから、副市長を委員長とする債権管理回収対策委員会において、市として統一的に、根拠法令に基づき適正に延滞金を徴収すること、また、減免の際は、減免基準に基づいて、適正に減免を適用することとし、きちんと払われている方と、公平性の確保の観点から、適切な対応をすることとなったところです。

以上です。

**執行部** 改めまして、延滞金についての説明をいたします。

第32条の2になりますが、下水道使用料の延滞金につきましても、先ほど収納課から説明があったとおり、これまで徴収していなかったことから、延滞金の取扱いについて、徴収事務を委託している水道局が制定を予定している遅延損害金の規定に合わせ、条文を新設するものです。

主な内容としては、延滞金は、使用料が2,000円以上であるものに14.6%を乗じたものを徴収する。

延滞金に100円未満の端数があるとき、また、その全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てるなどを規定しています。

施行日は、水道局と合わせ、令和7年4月1日としています。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

**委員長（早野 敦 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。射場委員。

**委 員（射場 博義 君）** 市民側に対しては、下水道使用料と利用料金と分かれた形、別々の項目が分かるような形で請求が来るようになるのか確認です。

**執行部** 西部処理区の利用者については、今までは徴収票の中に、下水道使用料しか書いていなかったのですが、今後は使用料と利用料金の2つに分けて、それぞれ金額を明示して徴収することとなります。

以上です。

**委員（射場 博義 君）** もう1点が、今回の新旧対照表のところですが、その中で下線が引いてある、旧の「1人以上専属していること」というところと、新の「選任していること」という

ことに分けられているのですが、この1人以上と、選任の違いを具体的に説明いただければと思います。

**執行部** 今までは、県内で営業所がありましたら、1つの営業所ごとに責任技術者が専属していなければならない、その営業所には1人以上でもよかったということですが、これからは、一営業所ごとに1人の責任技術者を選任しておけば、ほかの営業所についてはその方を兼任することができるということになります。

以上です。

**執行部** 簡単に言いますと、県内営業所に、今までは一営業所に責任技術者が1人は必ずいなければいけなかった、1人以上です。

この選任というのは、逆に言えば兼務ができます。

例えば、県内複数の営業所があつて、例えば岩国の営業所に責任技術者がいれば、宇部の営業所から岩国の方を指定して、要は兼務ができます、今までは兼務がでなかったのです。

営業所ごとに必ず1人以上いなければいけなかったというのが変更点で、そこで専属と選任という言葉を使い分けさせていただいております。

以上でございます。

**委員長（早野 敦 君）** はい。ほかに。笠井委員。

**委員（笠井 泰孝 君）** 使用料の延滞金の割合は14.6%というお答えをいただいたのですが、指定期限の翌日から一月以内であれば、半額の7.3%ということですが、これは指摘されたから実施したということですが、要するに14.6%という数字も、ほかの部署も多分同じ数字かなと思うのですが、逆に言うと、指摘されなければ気がつかなかったということではないのですか。

**執行部** 実際のところ、指摘を受けてこの条例を設定しなければならないという事に至ったような状態でございます。

**執行部** 今回、下水道使用料について制定したのは、先ほど収納課が説明したように、全庁的に延滞金は市としては徴収していませんでした。

水道及び下水道使用料については、県内、今でもほとんどが徴収していません。

徴収していない理由というのは、水道と下水道は停栓をする行為ができるので、例えば水道使用料が1か月未納であっても水道水を止めると払いに来るので、逆に言えば、延滞金を徴収する事例というのものは少ないような状態でした。

ただ、条例的には徴収するようになっていたのですが、今回新たに制定する中で、税の

規定に合わせるような形で、率及び金額を下水道条例に記載したという形になっております。

**委員長（早野 敦 君）** はい。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** ないので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** ないので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 8 3 号宇部市下水道条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（早野 敦 君）** 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（早野 敦 君）** 次に、議案第 8 4 号宇部市下水道事業受益者負担に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** 議案集 3 3 ページになります。

それでは、議案第 8 4 号宇部市下水道事業受益者負担に関する条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

この件につきましても、下水道使用料と同様に延滞金を徴収するに当たり、下水道事業受益者負担金に係る延滞金の取扱いに関する規定を新設するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしく申し上げます。

**執行部** それでは、議案第 8 4 号宇部市下水道事業受益者負担に関する条例中一部改正の件について御説明いたします。

議案集 3 3 ページを御覧ください。

このたびの改正は、下水道事業受益者負担金に係る延滞金の取扱いに関する規定を新設するものです。

第 1 3 条の 2 になります。

下水道事業受益者負担金は、下水道が整備されることによって利益を受ける土地の所有者などの方に、事業に要する費用の一部を負担していただく目的で、土地の面積に応じて賦課しています。

下水道事業受益者負担金の延滞金につきましても、先ほど収納課から説明があったとおり、こ

れまで徴収していなかったことから、延滞金の取扱いについて条文を新設するものです。

主な内容としましては、延滞金の割合は都市計画法に基づき、年14.5%としております。

施行日は令和7年4月1日としています。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

御審議のほう、よろしくお願いします。

**委員長（早野 敦 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。はい。笠井委員。

**委 員（笠井 泰孝 君）** 先ほどは延滞金の割合は14.6%だったのが今回は14.5%ですが、何かあるのですか。

**執行部** 下水道事業受益者負担金につきましては、先ほど説明しました都市計画法に基づきまして、こちらの中には14.5%とありますので、こちらを採用しております。

以上です。

**執行部** 補足説明をさせていただきます。

先ほどの14.6%に関しましては、地方税法に基づいて行うもので、基本的には延滞金は地方税法に基づきます。

このたびの下水道事業受益者負担金については、都市計画法で条例を定めれば徴収することができ、都市計画法に14.5%とうたっておりますので、この下水道事業受益者負担金は14.5%を準拠したということでございます。

以上です。

**委員長（早野 敦 君）** はい。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第84号宇部市下水道事業受益者負担に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（早野 敦 君）** 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（早野 敦 君）** 次に、議案第 90 号宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** 議案集 47 ページになります。

それでは、議案第 90 号宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件について御説明申し上げます。

これは、令和 5 年度宇部市下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしく申し上げます。

**執行部** それでは、議案第 90 号宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件について御説明いたします。

議案集 47 ページを御覧ください。

まず、未処分利益剰余金の処分の内容については、令和 5 年度末残高、6 億 1, 561 万 406 円のうち、5 億 6, 000 万円を処分するものです。

内訳としましては、(2) アにお示ししています、3 億 1, 000 万円を、施設の建設または改良を行うことを目的とした、建設改良積立金に積み立てることとしています。

次に、(2) イにお示ししています、2 億 5, 000 万円を資本的支出の補填財源として使用したことから、資本金に組み入れることとしております。

これにより、処分後の未処分利益剰余金残高は 5, 561 万 406 円となりますが、これは繰越利益剰余金として令和 6 年度へ繰り越します。

以上で、簡単ではございますが説明を終わります。

よろしく申し上げます。

**委員長（早野 敦 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 90 号宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（早野 敦 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

土木建設部の皆さん、お疲れさまでした。

---

**委員長（早野 敦 君）** 次に、議案第 81 号宇部市下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第 81 号宇部市下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、特別会計で実施している農業集落排水事業を公営企業会計に移行するため、所要の整備を行うものです。

詳細につきましては、農林整備課長から説明をさせますので、御審査のほどよろしく願います。

**執行部** 農林整備課の元井です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 81 号宇部市下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件について、御説明いたします。

議案集 17 ページを御覧ください。

今回の改正は、農業集落排水事業に地方公営企業法第 2 条第 2 項に定める条例規定等を適用し、公営企業会計に移行するため、本条例に農業集落排水事業を追加するものです。

主なものとしては、題名を宇部市下水道事業等の設置等に関する条例に改め、第 2 条に条例で設置する事業として農業集落排水事業を追加し、第 4 条に農業集落排水事業の区域及び施設に関する規定を追加するものです。

また、附則において、宇部市特別会計設置条例第 1 条第 3 号に定める宇部市農業集落排水事業特別会計を削除するものです。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

**委員長（早野 敦 君）** 執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 8 1 号宇部市下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（早野 敦 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（早野 敦 君）** 次に、宇部市成長産業推進協議会の取組について、報告をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部からの報告を求めます。

**執行部** 次に、宇部市成長産業推進協議会の取組についての報告をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** 成長産業創出課の中村と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、宇部市成長産業推進協議会の取組について、御報告させていただきます。

お手元の資料の一番上、令和 6 年度事業概要のところでございます。

当課では、大学などの研究開発シーズを活用した起業や、事業化に向けた取組に対して支援を行っております。

具体的には、資料 2 つ目の表の所ですが、大きく 3 つの区分から補助制度を構築しておりまして、まず左側のスタートアップについては、成長産業分野における市内での起業を目指す方に対し、起業時の支援金として 1 0 0 万円、設立経費等に対する支援として補助率 3 分の 2、上限額 9 0 0 万円の支援を行う内容となっています。

次に、資料の真ん中、イノベーションについてです。

これは、県の補助制度に市内企業が採択された場合、その自己負担部分に対して支援を行う内容としております。

次に、資料右側、パイロットについてです。

この事業では、主に市内企業の成長産業分野での試作品製作などに対して、支援を行うこととしております。

次に、今年度の採択状況について説明いたします。

まず、スタートアップ・プロジェクトでは、今年度 2 つのプロジェクトに対して支援を決定し

ております。

続きまして、イノベーション・プロジェクトについてです。

今年度の県補助金への採択案件のうち、宇部市に関係する企業が参加するものを一覧表にしております。

表は、次のページにも続いておりますが、県補助金に採択された案件が10件ございまして、県全体の採択件数の半数近くが宇部市に関係する企業であるという状況になっております。

今後、この案件に対して個別にヒアリングを行いまして、詳細な補助要件であるとか、事業者の制度活用の意向などを確認して、市といたしましても支援を行いたいと考えております。

続きまして、資料2ページ目、パイロット・プロジェクトについてです。

現時点、市内企業の成長産業分野での試作品製作への支援として、株式会社メディモニーを採択しています。

株式会社メディモニーにおいては、山口大学医学部と連携して、音声認識機能を搭載したタブレットにより、医師と高齢難聴患者の会話を支援するシステムの開発に取り組んでおられます。

次に、先ほど御説明させていただきましたスタートアップ・プロジェクトの、今年度の採択プロジェクトについて説明いたします。

資料にありますように、大学発ベンチャーであるBiomecaTriTech合同会社が、デジタルシミュレーション技術を生かして、医療機器開発を支援する企業として立ち上げられまして、令和6年7月には合同記者会見を開催いたしました。

次のページになります。

宇部市再生医療等先端的研究開発実用化推進補助金についてです。

山口大学の細胞デザイン医科学研究所などの研究開発拠点から創出される、研究開発シーズの実用化に向けた大規模なプロジェクトを支援することで産業化を図っていくことを目的に、今年度新設した制度となります。

今年度は、セントラル硝子株式会社と山口大学が連携して取り組むプロジェクトを採択しておりまして、先週9月3日には、関係者が一堂に会して記者会見を開催いたしました。

次の表でございます。

認定プロジェクトの進捗状況についてです。

将来有望な研究開発シーズについては、認定プロジェクトとして、起業前から重点的な支援を行っております。

資料に記載している血液脳関門モデルキットの開発については、現在、起業に向けて最終段階の調整を進めているところです。

最後に、展示会出展についてです。

山口大学の研究開発シーズを対外的に広く紹介するため、令和6年6月に東京ビッグサイトで

開催された再生医療E X P Oに、県と共同で出展をしてまいりました。

資料の説明につきましては以上となりますが、本年度の協議会は8月1日に開催をいたしまして、取組の方向性については、全員から賛同をいただいております。

私からの説明は以上となります。

**委員長（早野 敦 君）** 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。笠井委員。

**委 員（笠井 泰孝 君）** 確認ですが、このようにいろいろなテーマについて開発するという企業との組合せの際に、どのように決めたのかというところですが、要するに、こういう需要があって、それができる企業を市が仲介を取られたのか、どこが仲介を取られたのか分からないのですが、そういうマッチングをどこがされたのでしょうか。

**執行部** 各案件のシーズと、企業とのマッチングの話でございますけれども、これは我々の持っている市内企業の情報であるとか、県の産業技術センターもしくは、県の産業振興財団、そういった支援機関が、成長産業推進協議会のメンバーとなっておりますので、そうしたメンバーの中で情報共有して、最適な企業をマッチングしていくという流れになります。

**委 員（笠井 泰孝 君）** それ以外の所は、今そういう話の中に加わっている方であれば、それはできるかもしれませんが、それ以外の所にもっと手を挙げる方がいらっしゃいますかという、そういう場はどのような形でとられたのでしょうか。

**執行部** 今、成長産業推進協議会のメンバー以外で把握している企業であるとか、そういった所のマッチングも非常に大切と思いますので、先ほど申し上げた展示会への出展で、いろいろな企業と接触する機会もありますし、我々が契約している三菱総合研究所というシンクタンクもございますし、そういったいろいろな支援機関であるとか、あらゆる機会を通じて研究開発シーズをPRしていくことが重要と考えております。

そういった機会も活用して、マッチングを行っていくようにしています。

**委員長（早野 敦 君）** ほかに。射場委員。

**委 員（射場 博義 君）** いろいろと新しい取組をされているのですが、これを今度、実用化というところに対してですけれども、起業化するとき、要は一番の狙いの市内への起業とか拡大ということがあるのですが、その辺の誘導は、確実に宇部市の中で起業も拡充も含めて、市内でお願いしたいという流れは、もう既にできている状態なのでしょうか。

**執行部** こうした研究開発シーズの、市内での実用化であるとか、起業化に向けた取組につきましては、まずもって補助金等の支援制度の要件も、市内で起業される方であるとか、今後、何年間は市内で事業を継続する意思のある方のような要件も設けておりますし、我々がマッチングするに当たっても、まずは市内企業から優先的に、市内の企業の持っておられる技術を踏まえてマッチングするであるとか、市内でしっかりその効果を残していただくような取組については、

引き続き行っていきたいと思います。

委員長（早野 敦 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、以上で、宇部市成長産業推進協議会の取組についての報告は終わりました。

---

委員長（早野 敦 君） 次に、宇部市産業振興計画推進委員会の開催状況について報告をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部 商工振興課の野村です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、宇部市産業振興計画推進委員会の開催状況について、御説明をさせていただきます。

本委員会は、令和4年3月に策定いたしました宇部市産業振興計画を具体的に推進していくために、各施策の進捗報告と委員の皆様からの御意見をいただく場となっております。

毎年、2回程度開催しておりますが、本日は、令和6年度の第1回目の会議の報告になります。

それでは次第に沿って御報告いたします。

P D F ファイルの全体のページ番号で申し上げます。

1 ページの次第を御覧ください。

議事は、令和5年度重点施策の実績、令和6年度重点施策の取組、今後の施策テーマ案、令和6年度委員会スケジュールの4点でございました。

2 ページは、委員会名簿になります。

3 ページを御覧ください。

こちらから議事の資料になります。

4 ページは次第になります。

5 ページを御覧ください。

こちらが議題1、令和5年度重点施策の実績についてです。

4つの重点施策に関しまして、令和5年度の実績と進捗状況について御報告をいたしました。

6 ページが重点施策1、成長産業の創出と育成について、7 ページが重点施策2、経営基盤強化と事業継続の促進について、8 ページが重点施策3、産業を支える人材の確保・育成について、9 ページが重点施策の4、人が集う場や機会の創出について、それぞれ記載をしているというところでございます。

全体的に計画どおりに進捗しているところでございますが、8 ページの健康経営の取組については、若干目標に届いていないことから、情報発信の仕方について検討していくことを御報告申し上げます。

続いて、10 ページを御覧ください。

議題2、令和6年度重点施策の取組についてです。

11ページを御覧ください。

11ページと12ページで、重点施策1、成長産業の創出と育成といたしまして、大学等の様々な補助支援制度について御説明をいたしました。

13ページから19ページです。

こちらにつきましては、重点施策2、経営基盤強化と事業継続の促進といたしまして、DX研究会の取組について、各企業の取組実例を交えて御説明をさせていただきました。

では、20ページを御覧ください。

こちらが同じく、重点施策2、経営基盤強化と事業継続の促進といたしまして、中小企業事業化支援事業について、課題や事業スキームなど御説明をさせていただきました。

22ページを御覧ください。

こちらの22ページから24ページまでは、重点施策3、産業を支える人材の確保・育成といたしまして、産業人材育成支援事業について、課題や事業スキームのほか、リスキリングの具体的な取組内容を説明いたしました。

25ページを御覧ください。

こちらは、同じく重点施策3、産業を支える人材の確保・育成といたしまして、人材確保とキャリア教育の取組について、奨学金返還支援事業と、職業体験イベントみらいWalkers★UBEの御説明をいたしました。

26ページを御覧ください。

こちらの26ページから28ページにつきましては、重点施策4、人が集う場や機会の創出といたしまして、まちなかウオーカブル推進事業につきまして、御説明を差し上げました。

では、29ページを御覧ください。

こちらが議題3、今後の施設テーマ案になります。

30ページを御覧ください。

今後の施策テーマ案について協議いたしました。

委員の皆さんからは、主には、今の人材の離職を防ぐ、今の人材の能力を上げるなど、総合的な支援の検討や求職者が希望する職種単位での企業とのマッチング、職場環境の整備や、福利厚生充実などに取り組む企業のイメージアップをするようなことをしてはどうかという御意見をいただき、令和6年度につきましては、人材確保をテーマとして議論していくことで決定されました。

31ページと32ページを御覧ください。

最後に、こちらがスケジュールになります。

令和6年度委員会のスケジュールをお示しして、報告を終えさせていただきました。

以上が、産業振興計画推進委員会の報告になります。

**委員長（早野 敦 君）** 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** ないようですので、以上で、宇部市産業振興計画推進委員会の開催状況についての報告は終わりました。

---

**委員長（早野 敦 君）** 休憩しましょう。１３時再開ということでお願いします。

————— 午前１１時５４分休憩 —————

---

————— 午後零時５９分再開 —————

**委員長（早野 敦 君）** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、宇部市農林水産業振興計画推進委員会の開催状況につきまして、報告をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

**執行部** 報告事項、宇部市農林水産業振興計画推進委員会の開催状況についてです。

令和６年７月８日に同委員会を開催いたしましたので、その概要について御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** 農業振興課の岡本です。

令和６年７月８日に開催いたしました、宇部市農林水産業振興計画推進委員会について御報告いたします。

本委員会は、令和４年３月に策定した宇部市農林水産業振興計画を実効性のある計画とするために、学識経験者や県、関係団体からの推薦などで構成され、各施策や取組の進捗状況と、その内容を外部の視点から検証していただくためのものです。

資料の２ページ目の次第のとおり、委員会の議題は２件です。

資料の３ページ目から御説明します。

１件目は、令和５年度の取組と指標の進捗状況等についてです。

次のページから右下にページ番号が振っていますが、こちらのページ番号１ページから７ページには、農業振興課に関する施策を、８ページ及び９ページには、農林整備課に関する施策を、１０ページから１７ページには、水産振興課に関する施策を、１８ページから２０ページには、地域ブランド推進課に関する施策を記載し、宇部市農林水産業振興計画の４つの基本目標として掲げている、次世代へつなぐ担い手の確保育成、市場のニーズを捉えた生産への転換、うべ産農

林水産物の魅力創出と消費拡大、将来の安定供給に向けた生産基盤の整備に対応した施策の概要と取組実績を説明するとともに、21ページでは農業、林業、水産業ごとに、令和6年度の新規拡充事業について説明をしております。

委員からは、農業に関しては、新規就農就業者の確保に向けたウェブ相談会の開催状況や、スマート農業の推進が農業経営に与える影響について、林業に関しては、後継者育成のための支援制度について、水産業に関しては、コロナ禍が明けてのイベントにおける漁業者、流通業者、小売業者の反応について御質問をいただくとともに、継続的な取組と効果的な施策の実施に期待する御意見をいただきました。

また、2件目の宇部市農林水産業振興計画推進委員会委員の改選については、令和6年10月26日をもって設置要綱に定める2年の任期が満了することから、令和6年10月27日から令和8年10月26日までを任期とする次期委員の改選方法として、これまでの実績等を踏まえ関係団体に推薦を依頼し、選出された方の承諾を得る方法とすることで了承されました。

宇部市農林水産業振興計画推進委員会の開催状況の御報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

**委員長（早野 敦 君）** 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。三好委員。

**委 員（三好 保雄 君）** はい。林業のことについてですけれども、森林環境譲与税ということで資料9ページに書いていただいておりますけれども、本来どのように使っていくべきなのか、国の方針とか、あるいは具体的にどのような使われ方をしているのか教えていただきたいと思います。

**執行部** 森林環境譲与税について、これは平成31年3月に成立しました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、令和6年度から個人のみ年額1,000円を納めるもので、国から森林環境譲与税として都道府県や、市町村に交付され、その用途については、森林経営に適した森林の整備や、それを担うべき人材の確保、育成、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進など、森林整備に関する施策に充てることとされております。

以上です。

**委 員（三好 保雄 君）** 森林のところで、先日、私、実際山に入らせていただいて、戦後、政策の中で針葉樹がかなり植えられたと。

1本植えたら幾らということで、みんなこぞって植えたのですが、今、かえって山の保水力がなくなっている、あるいは、その栄養が海に流れていかない原因の一つになっている、あるいは、熊が出てくるとも熊が増えたわけではなくて、熊が住めないような所で針葉樹は動物の餌にもならないので広葉樹にできるだけ戻したほうがいいとか、そういう御意見を教えていただいたのですけれども、そのあたりについての森林譲与税の使われ方とか、宇部市では何かお考えはあり

ますか。

**執行部** 先ほど申し上げたとおりですけれども、今、針葉樹が云々とか、申し訳ないです、その辺ちょっと分かっていないのですけれども、やはり森林の整備というのは必要であると考えておりますので、木材の利用等ができるように整備をするとか、森林の整備等をするには人材も少ないようですので、人材確保とか育成とかにも使えるような形に持っていければなというふうには考えております。

以上です。

**委員（三好 保雄 君）** 私も、山のことを全然知らなかったのですけれども、針葉樹が本当に木材として使われず、手入れができていなかったことが害になっていると。その皮を剥ぐだけでも立ち枯れと言って、そのまま次に植林しなくても、勝手に鳥や何かが種を運んできて広葉樹が増えていくと。広葉樹の場合はほったらかしで大丈夫だからというようなことを聞きましたので、そういう私からの意見ということで、ちょっと聞いていただいてありがとうございます。

**委員長（早野 敦 君）** ほかに。林委員。

**委員（林 豊廣 君）** 基本的なことですけれども、農業振興に関しては、基本的なスタンスとしたら特定農家及び法人という形でよろしいのでしょうか。

それとも、農業経営（個人経営）と書いてありますけれども、これは一般の特別な農家ではなくても適用されるという考えでよろしいのでしょうか。

**執行部** 農業振興においては、様々な施策を用意しております。

認定農業者で肥料とか農薬の補助もあれば、また、例えばスマート農業については、特別な農家でなくてもどなたでもスマート農業を取り入れられれば補助が出るとか、トウモロコシとか米の品種である恋の予感とかそういった作付もございます。

どなた限定というわけではなく、幅広く農業振興を行っているのとらえております。

以上です。

**委員（林 豊廣 君）** 農業を営んでいれば、一定の基準があるかもしれませんが、申請すればできるということでもいいですか。

**執行部** 事業の要件にもよりますが、どなたでも取れる事業もございますし、認定農業者ということで限定している事業もございます。

**委員（林 豊廣 君）** もう1点、8ページに有害鳥獣被害の防止対策に対する補助という形で、柵とか電気柵があるのですけれども、これについては農業振興地域だけにある補助ですか。

**執行部** すみません、手元に資料がないので申し訳ございません、分かっておりません。

**委員（林 豊廣 君）** 分かりました。

簡単に言うと、農業振興地域でない所でも農業をされているとイノシシが出てくるのですけれども、それに対する柵の補助があればと尋ねました。

私は農業をしていますけれども、そういったことがあるので、それが補助対象になるかなという、これは一般質問ですべきものかも分かりませんが、何か分かりましたら教えていただければと思います。

**執行部** また改めて確認しまして、担当課長から御報告させていただきます。

よろしくお願いいたします。

**委員長（早野 敦 君）** ほかに。笠井委員。

**委 員（笠井 泰孝 君）** 資料16ページですけれども、海底耕うんの効果を評価・検証の調査をされたという御報告ですけれども、まず、海底耕うんとはどのようなことをされているのかということで、これは市がやっているのかお聞きいたします。

**執行部** まず、海底耕うんの実態ですけれども、山口県漁業協同組合の宇部岬支店が実際に行われております。

何のために実施されたかといいますと、海底で栄養塩の不足などがございます。

そういったものが地中に蓄えられておると。そういったものを掘り起こすことによって、栄養塩をまくというイメージでございます。

以上です。

**委 員（笠井 泰孝 君）** それは、例えばアマモを植えるとか、そういうことは含まれないということですか。

**執行部** 含まれておりません。

**委員長（早野 敦 君）** ほかに。射場委員。

**委 員（射場 博義 君）** 資料4ページのスマート農業の件ですけれども、今回補助金を680万円使っているのですが、具体的にどのようなことに取り組みされたのかということと、もし評価が出ているのであれば、どのような効果が出ているのかを説明ができればお願いしたいと思います。

**執行部** スマート農業機械の導入に係る経費につきましては、申請内容といたしましては主に、ドローンであるとか、ラジコン草刈り機、それから食味センサー付きのコンバイン、そういったものが補助対象として申請をされておられます。

その効果といたしましては、アンケートをとっておるのですけれども、作業の軽減につながったとか、それから効率的な営農に資することができたとか、そういった前向きな御意見をいただいておりますという状況であります。

以上です。

**委 員（射場 博義 君）** はい、分かりました。

今の件は分かりましたけれども、これまでも例えば本当のスマート農業と言って、技術的なものとか、こういうことをやっていったらという、そういう申請や相談は特にはないですか。

**執行部** このスマート農業の補助金に関しましては、市の補助金ということでありまして、対象経費の２分の１の補助、上限１００万円ということですので、本当に先端をいくようなスマート農業機械の導入というのは、この補助金で導入していくのは難しいかなと思っております。

そういった御相談を受けたときには、国の補助金など活用できるものがないかというのを、こちらで調べて対応してまいりたいと思っております。

以上です。

**委員長（早野 敦 君）** 木原委員。

**委 員（木原 大介 君）** 資料１４ページの業務委託ですけれども、委託先を教えてくださいなと思ったのですけれども。

**執行部** 資料１４ページのうべ産水産物プロモーション業務の委託先ですが、山口市にあります株式会社オオバクリエイティブが委託を受けられました。

以上です。

**委 員（木原 大介 君）** 市外業者になった理由は何ですか。

**執行部** 一応、これはプロポーザルの結果、選定されたというところであります。

以上です。

**委 員（木原 大介 君）** 質問が悪かったのですけれども、なぜ市外業者がプロポーザルに参加できたのか、なぜ宇部市の業者だけにしなかったのですか。

**執行部** そのときに運営可能な業者を選定したところ、市内では１者程度しかなかったというところで、ちょっと幅広にやっております。

以上です。

**委員長（早野 敦 君）** ほかに、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** ないようですので、以上で、宇部市農林水産業振興計画推進委員会の開催状況についての報告は終わりました。

産業経済部の皆さん、お疲れさまでした。

---

**委員長（早野 敦 君）** 次に、議案第８９号工事請負変更契約締結の件（旧山口井筒屋宇部店解体工事）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** 都市政策部です。よろしくお願いします。

それでは、議案第８９号工事請負変更契約締結の件（旧山口井筒屋宇部店解体工事）について御説明申し上げます。

これは、旧山口井筒屋宇部店解体工事の請負変更契約の締結について、市議会の議決を求める

ものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**執行部** 中心市街地活性化推進課の上田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第89号工事請負変更契約締結の件について御説明いたします。

議案集45ページを御覧ください。

変更請負金額は、8億4,901万7,400円で、当初の7億7,335万8,300円から、7,565万9,100円の増額となっております。

工事名は、旧山口井筒屋宇部店解体工事。

工事場所は、宇部市常盤町一丁目地内。

工事の概要は、百貨店棟、銀行棟、立体駐車場棟の3棟を解体するもので、構造、延べ床面積は記載のとおりとなっております。

議案集46ページを御覧ください。

合計の延べ床面積は、1万8,487.81平方メートルとなっております。

契約の相手方は、日立建設・ループ共同企業体です。

変更の理由ですが、当初設計図書では想定できなかった構造物が地中から出現したことによるもので、立体駐車場跡地の地中から、立体駐車場建設以前のものと思われる複数のコンクリートくいが出現したため、撤去の必要が生じたこと、それと、隣接する民地境に不明な地下構造物が出現したことによりまして、矢板の施工方法を変更せざるを得なくなったことなどに伴いまして、工事請負金額を増額変更するものです。

なお、これらの変更に伴いまして、工期を令和6年10月15日から令和7年1月15日まで延伸いたします。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**委員長（早野 敦 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。笠井委員。

**委 員（笠井 泰孝 君）** 約7,000万円のお金が追加で予算計上されたということですが、その理由が、想定外の事態が起こったということですが、その想定外の事態が起こるということは、結局、設計図外のものがあったという理解でよろしいでしょうか。

**執行部** そのとおりでございます。

当初の設計図書では分からない部分ということでございます。

**委 員（笠井 泰孝 君）** ということは、その設計図にそういうことが書いていなかったと

ということですか。

**執行部**     そうです。旧山口井筒屋宇部店の設計図書というのは当然ございまして、その中にあ  
る構造物につきましては把握できております。

ただし、恐らくそれよりも前の建物の構造物が出てきておりますので、その部分については、  
設計図書には反映できていない部分になっております。

以上でございます。

**委 員（笠井 泰孝 君）**     それに伴う延滞料も、今の7, 700万円とかの中に、含まれて  
のお金ということですか。

**執行部**     工期が延びることによりまして、当然重機等の借りておる日数も多くなりますので、  
そのあたりも当然、増えてきているということにはなっております。

以上でございます。

**委員長（早野 敦 君）**     ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）**     ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）**     ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第89号工事請負変更契約締結の件（旧山口井筒屋宇部店解体工事）について、賛成の方  
の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（早野 敦 君）**     全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（早野 敦 君）**     次に、宇部市中心市街地活性化基本計画（第2期）について報告を  
したいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

**執行部**     それでは、宇部市中心市街地活性化基本計画（第2期）について御説明申し上げます。

これは現在取り組んでいます、宇部市中心市街地活性化基本計画の計画期間が令和6年度で終  
了するため、引き続き第2期計画を策定し内閣府へ提出することとしておりまして、その内容の  
中間報告をさせていただくものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

**執行部**     中心市街地活性化推進課です。

先にお配りしております、順位 1 3 番の資料を御覧ください。

1 枚めくっていただきまして、2 ページに目次がございます。

この流れに沿って説明をさせていただきます。

3 ページを御覧ください。

現行計画について記載しております。

一番上の赤い部分、宇部市中心市街地活性化基本計画、こちら現行計画と書いてございますが、令和 2 年度から令和 6 年度までの計画となっておりますので、引き続き、令和 7 年度から令和 1 1 年度までの計画を策定していくというものになります。

この計画につきましては、内閣総理大臣の認定を受けることによって、補助金を含め様々な施策等支援が受けられるという形になっております。

そして、その 2 段目の所に宇部市中心市街地まちづくりビジョンと書いてございますが、こちらにつきましては、市役所の若手職員を中心としたメンバーの意見を伺いながら、プロジェクトチームを作成して、今、作成中というものになりまして、中心市街地活性化基本計画に基づく、その上に当たるような 1 0 年計画のビジョンを作成しております。

次に 4 ページを御覧ください。

現行計画についての、こちら重点地区になります。

図面の赤枠の中が中心市街地になっておりますが、この中の市役所周辺地区は緑色の箇所、そして、青色の箇所は中央町地区、黄色の箇所は宇部新川駅周辺地区、こちらの 3 つの地区を重点地区として現行計画では定めております。

5 ページを御覧ください。

現行計画の課題、そして方針、目標になっております。

居住人口の拡大ですとか商業・業務の活力拡大、そして、にぎわい創出という課題について、それぞれの目標と指標を設けております。

6 ページを御覧ください。

現状の課題整理になります。

居住人口の拡大につきましては、中心市街地は人口減少が続く、市全体の減少割合よりも高い状態が続いております。

特に、高齢者が多く住まれているということもございますので、自然減の影響も大きく、過去 5 年間で大きく減少しているということになっております。

今後も長期的な対策が必要であると考えられます。

2 段目ですが、商業・業務の活力拡大につきましては、現行計画の目標は達成の見込みではあります、一方で閉店数も多くなっておりますので、主要商店街周辺の営業店舗数は減少傾向と

なっております。

引き続き、まちなかの商業機能の衰退が問題となっている状況でございます。

3 段目ですが、交流機能強化によるにぎわい創出ということで、歩行者通行量が増加傾向にはあるのですが、現行計画の目標には届いていない状況なので、エリア全体の通行量を増加させるような効果的な取組を、引き続き行っていく必要があると考えております。

7 ページを御覧ください。

ここからは、新たな2 期計画に関する話になります。

まず令和6 年6 月に、市民アンケートを実施しております。

こちらは市内に住む1 5 歳以上の方、3, 0 0 0 名を対象としまして、回答数としましては、これは速報値ということで6 月1 8 日時点、6 6 9 名の方から回答をいただいたものを取りまとめたものとなっております。

調査項目としましては、中心市街地に出かける目的や交通手段、満足度や重要度、そして中心市街地への居住について、皆さんに問合せをさせていただいております。

8 ページを御覧ください。

アンケートのまとめとしまして、まず周りを青い枠で囲ってございます4 つ四角があるかと思えます。

主な傾向を書いてありますが、左上から、特に、空き家・空き店舗・空き地、観光施設、魅力的な店舗に対する満足度が低いということ。

そして右上に書いてございます、特に、環境の快適さ、安心・安全・防災、魅力的な店舗、公共施設に対する重要度が高いということ。

そして左下には、中心市街地には住みたいと思っていない人が多いということが結果としてはあるのですが、子育て・若者世代には少なからず居住ニーズがあるのではないかと、こちらのアンケートのほうで、条件が合えば中心市街地に住んでみたいという割合の方が多かったことから、このような結果となっています。

そして、右下の四角になります。

空き店舗の減少、魅力的な店舗の増加が中心市街地への居住につながる可能性もあるのではないかと見えております。

そして、真ん中の3 つの赤枠の中になりますが、空き店舗の減少・魅力的な店舗の創出が課題であったり、子育て・若者世代に居住してもらうための施策、こういったものが必要であるということ。

そして、安心・快適に暮らせるまちづくり、公共施設の更新など、こういったものを進めていく必要があるとアンケート結果をまとめております。

9 ページを御覧ください。

こちらが、これまでのアンケートの結果と、現行の計画の方針等を踏まえまして、たたき台として方針を打ち出したものになります。

「人々が交流し、くつろぎ、にぎわうまち」、そして、「これまでのビジネスに加え、新たなビジネスが生まれ継続するまち」、「安心して快適に暮らせるまち」、この3つをまちづくりの方針として掲げていこうと考えております。

10ページを御覧ください。

まちづくりの方針の続きになりますが、2期計画では、特に力を入れて取り組む地区としまして、市役所周辺地区でウオーカブルをはじめ、新庁舎の建設等、事業が進んでおります。

こちらは、おおむね令和8年、令和9年ぐらいまでかけて、この周辺の主な事業が進むということで、特に力を入れて取り組む地区ということで市役所周辺地区を掲げております。

ただし黄色のエリアですが、これまでの重点地区ではあったのですが、こちらの中の交通結節点としての再整備が必要ですか、再開発事業も検討していかないといけない、もしくは、未利用地を活用した民間開発といった事業についても、引き続き検討していく必要があるということで、記載をさせていただいております。

11ページを御覧ください。

計画に掲げます、主な事業を記載しております。

まず、まちなかうオーカブル推進事業については、居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成ということで、現在国道190号常盤通りについて整備を進めているということになります。

次に、常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業につきましては、旧山口井筒屋宇部店跡地に子育て支援拠点とくつろぎ交流機能を核とするような施設の建設を進めております。

3番目ですが、琴芝街区公園等利活用検討事業につきましては、山口大学等とも連携しまして、にぎわい交流拠点のすぐ北にある琴芝街区公園、この立地がいい場所を生かしまして、新たな活用方法について検討していきたいと考えているものです。

そして4番目、中心市街地建物リノベーション事業につきましては、空き店舗を飲食ですとか商業施設、もしくは事務所等へのリノベーションする際に、必要な改修費等の一部を補助しているものです。

5番目ですが、若者・子育て世代誘致家賃助成金事業につきましては、居住誘導の施策になりますが、県外から転入する若者・子育て世代に対して居住するための家賃の一部を助成しているものです。

そして、アーバンスポーツ先進都市事業は今月も行われますが、常盤通りを通行止めにしてアーバンスポーツを行う者に対して開催するという事業になっております。

そして最後の2つに、常盤通り中間組織運営事業とマーケット支援事業がございますが、こちらについては、にぎわい宇部の事業という形にはなるのですが、まず常盤通り中間組織運営事業

につきましては、ウオーカブル化に向けて整備完了後の維持管理運営、そしてキッチンカー出店等の調整を行っていくという中間組織を運営する事業になります。

そして、マーケット支援事業につきましては、こちらにもぎわい宇部でまちづくりリーダー塾を開催しまして、その卒業生などと協働で公共空間を活用したマルシェなどのイベントを開催していくというような事業になっております。

こういった官民連携事業を含む約60事業に取り組んで、計画に盛り込んでいきたいと考えております。

次に12ページを御覧ください。

目標指標についてです。

左側が現行計画の指標になります。

上から言いますと、中心市街地の居住人口の目標が6,200人、そして新規出店数の目標として年間16件、そして3番目が中心市街地歩行者通行量の目標として休日1日当たり5,150人を掲げております。

第2期計画の目標の順位については、にぎわいを重視したいという意味で、歩行者通行量をまず1番に持ってきております。

そして2番目に店舗増加数、こちらは、出店数とは違いまして増加した数に着目して、閉店する店舗も当然ございますので、そのあたりの全体の動きが分かるように増加数という表示にしております。

そして3番目に人口社会増減ということで、これまで居住人口で全体の流れを見ていたわけですが、先ほど申しましたように、自然減がかなり多い地区ということもございますし、居住誘導のための施策というものを今から打ち出していく必要がございますので、その施策による増減に着目していきたいということで、人口の社会増減に着目していきたいと考えております。

また、これらの数値目標につきましては、現在検討中でございますので、空欄とさせていただいております。

最後のページ、13ページを御覧ください。

スケジュールについてです。

上の段が計画策定に向けたスケジュールということで、現在、内閣府にも8月の終わりにたたき台を提出しております。

そして、最終的には3月の認定に向けて動いていくわけですが、それまでの間に、下側の段にありますように、中心市街地活性化協議会を3回ほど開催することとなっております。

そして、そのあたりの意見を踏まえた上で、最終案を提出して令和7年3月認定に向けて動くという形で進めていきます。

以上で、報告を終わります。

委員長（早野 敦 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。山下委員。

委 長（山下 則芳 君） 中心市街地活性化協議会は、傍聴できますか。

執行部 主催が商工会議所でございますので、再度確認をさせていただければと思います。

以上です。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、以上で、宇部市中心市街地活性化基本計画（第2期）についての報告は終わりました。

---

委員長（早野 敦 君） 次に、宇部市公共交通協議会の開催状況について報告をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、宇部市公共交通協議会の開催状況について御説明申し上げます。

これは、令和6年6月21日に開催いたしました、宇部市公共交通協議会の主な議事について御報告させていただくものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

執行部 交通政策課の新原です。どうぞよろしくお願いいたします。

資料、宇部市公共交通協議会の開催状況についてを御覧ください。

それでは、御説明させていただきます。

令和6年度第2回宇部市公共交通協議会を令和6年6月21日に開催しており、議事は7項目になります。

本協議会では、全ての協議事項について承認をいただきました。

それでは、資料中下線の引いてある議事（1）の宇部市地域公共交通計画の目標に対する達成度の評価と課題、議事（3）のコミュニティタクシー（西宇部地区、藤山地区、東岐波地区）運行内容の変更、議事（6）の長門市山口宇部空港直通便運行計画の3つの項目について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

議事（1）項目めの、宇部市地域公共交通計画の目標に対する達成度の評価と課題について、令和5年度の実績になります。

宇部市地域公共交通計画では、8つの評価指標があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、公共交通の利用者数が令和2年度から大幅に減少しており、計画の各指標も影響を受けておりましたが、令和4年度以降、徐々に改善する指標もあ

る状況となっております。

主な指標としましては、評価指標①の宇部市交通局の路線バス1日当たり利用者数では、令和4年度5,056人から、令和5年度5,137人と増えています。

評価指標③の地域内交通の年間利用者数では、令和4年度1万365人から令和5年度1万863人と増えています。

3ページに進んでいただきまして、評価指標⑦の公的資金が投入されている公共交通事業の収支率としまして、バス事業者の乗り合い事業の経常収支比率では、現在市内で路線バスを運行しております2事業者とも、経常収支比率が回復しているという状況になっております。

4ページを御覧ください。

議事(3)項目めの、コミュニティタクシーの運行内容の変更になります。

まず、西宇部地区コミュニティタクシーの運行内容の変更についてです。

西宇部地区内の迫条より、コミュニティタクシーの乗り入れの要望があったことから、運営主体である西宇部地区コミュニティタクシー運営協議会において協議し、馬場良治集估館前停留所を新設するとともに、運行ルート及び運行ダイヤ、運賃の見直しを令和6年10月1日から行うものとなっています。

運行ルート図の中段左にあります13番の停留所が、馬場良治集估館前停留所になります。

また、次の5ページは運賃表になりますが、見直しをした欄につきましては赤線で囲んでおりますので、御確認ください。

6ページを御覧ください。

藤山地区コミュニティタクシーの運行内容の変更についてです。

藤山地区内の百合ヶ丘団地より、コミュニティタクシーの乗り入れの要望があったことから、運営主体である藤山地区コミュニティタクシー運営協議会において協議し、百合ヶ丘団地停留所を新設するとともに、運行ルート及び運行ダイヤの見直しを令和6年10月1日から行うものです。

運行ルート図で上段にあります1番の停留所が、百合ヶ丘団地停留所になります。

7ページを御覧ください。

東岐波地区コミュニティタクシーの運行内容の変更についてです。

東岐波地区内の住民より、三軒屋交差点停留所と丸尾原自治会館停留所の間に、新たな停留所の設置要望があり、また、門前自治会館停留所で利用がないことから、運営主体である東岐波地区地域内交通運営協議会において協議し、三軒屋8班停留所を新設し、門前自治会館停留所を廃止するとともに、運行ルート及び運行ダイヤの見直しを令和6年10月1日から行うものです。

運行ルート図で下段にあります18番の停留所が、三軒屋8班停留所になります。

また、次の8ページの運行ルート図にある上段の丸で囲んでいた箇所に、門前自治会館停留所

がありましたが、こちらを廃止しております。

9 ページを御覧ください。

議事（6）項目の、長門市山口宇部空港直通便運行計画についてです。

こちらは、長門市を実施主体とした、長門市から山口宇部空港までをつなぐ直行便について、その需要と動態調査を目的に、実証運行を行うものです。

運行期間は令和6年8月2日から令和7年1月31日までとなっており、運行日数は金曜日から月曜日までの週4日で、運行回数は午前と午後、それぞれ1便が山口宇部空港を出発し、往復する運行ダイヤとなっております。

また、運行ルートは地図上赤でお示ししておりますが、山口宇部空港を起点として、新山口駅から美祢市を経由した長門市までのルートとなっており、運賃は小学生以上が3,500円、障害のある方が半額の1,750円、未就学児は無料で、運行車両は10人乗りの普通車両になります。

宇部市公共交通協議会の開催状況についての御報告は、以上になります。

**委員長（早野 敦 君）** 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** ないようですので、以上で、宇部市公共交通協議会の開催状況についての報告は終わりました。

---

**委員長（早野 敦 君）** 次に、宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討について報告をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

**執行部** それでは、宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討について御説明申し上げます。

これは、令和6年6月の産業建設委員会において、取組内容やスケジュールについて御説明をさせていただいています。

このたびのサービス水準の設定の考え方などについて、中間報告をさせていただきたいというものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

**執行部** 交通政策課の新原です。引き続きよろしくお願いいたします。

資料、宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討についてを御覧ください。

それでは御説明いたします。

まず、趣旨についてです。

宇部市における公共交通を、交通事業者の収支の状況や利用者の状況、行政負担等において、

将来にわたって持続可能な移動手段とするため、宇部市立地適正化計画に掲げる、多極ネットワーク型コンパクトシティといったまちづくりの方向性や交通事業者の現状、行政負担額、クロスセクター効果等から本市における公共交通のサービス水準を明確にするものです。

次に、サービス水準の設定フロー図を御覧ください。

サービス水準の設定に当たっては、まず、対象とする交通事業者は、路線バス事業と鉄道事業とします。

また、市内全ての地域を一律に設定するのではなく、エリアの分類としまして、用途地域の居住誘導区域内、用途地域の居住誘導区域外、その他の地域と分類するとともに、バス路線を、地域公共交通計画と同じく、主要幹線、幹線、支線に分類して検討を進めます。

次に、対象とする交通事業のサービスの提供状況であるとか、交通事業者の運転士や運行状況、また、人口分布や交通空白地の状況、行政負担などのデータを整理することによって、現状のサービス水準をエリア分類別、路線分類別に確認するとともに、そこから最低限求められるサービス水準と、理想的なサービス水準を設定していくこととしております。

現在の取組状況としましては、現状の公共交通サービスや、人口分布、交通空白地などのデータを整理している段階となっております。

最後に、今後の整理方針ですが、現状のサービス水準を確認後、通勤通学や買物、高齢者といった各ターゲットの移動や、交通事業の運転士や収支、利用者の状況に加え、行政負担における持続可能性などを考慮して、最低限求められるサービス水準と理想的なサービス水準を設定していくこととしております。

また、このたびの調査検討は、フロー図の緑色の部分となっております、各サービス水準を設定するまでとなっております。

フロー図の下段に記載しております路線バスの運行内容の見直しの検討や、交通空白地における移動支援の検討など、具体的な取組につきましては、この調査検討が終了した後に設定した各サービス水準や整理したデータをもとに検討することとしております。

宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討についての御報告は、以上になります。

**委員長（早野 敦 君）** 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（早野 敦 君）** ないようですので、以上で、宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討についての報告は終わりました。

都市政策部の皆さん、お疲れさまでした。

---

**委員長（早野 敦 君）** 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

次に、その他として、行政視察行程表（案）と質問事項調査票をお配りしたことをお伝えします。

---

委員長（早野 敦 君）      以上で、産業建設委員会を閉会します。

———— 午後 1 時 5 0 分閉会 ————

---

令和 6 年 9 月 1 1 日

産業建設委員会委員長      早 野      敦